

建設業法の概要（昭和24年5月24日公布）

目的

- ・建設業を営む者の資質の向上
- ・建設工事の請負契約の適正化 等



- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の要件

経営能力

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

欠格要件

- ・許可取消しから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

許可の種類

28業種

(土木工事業・建築工事業等)

特定建設業許可
(元請として3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ営業所を設置

許可不要

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

主任技術者の設置

監理技術者の設置
(元請として3,000万円以上の下請契約を結ぶ場合)

請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- ・元請負人の義務
(例: 施工体制台帳の作成 (3,000万円以上の下請契約を結ぶ場合))
- ・公正な請負契約の締結義務
- ・請負契約の書面締結義務

経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査
(公共工事の元請になろうとする建設業者)

- ①経営状況
- ②経営規模
- ③技術力
- ④社会性

監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

- ・指示処分
- ・営業停止処分
- ・許可取消処分

業種区分の内容

建設工事の種類	
土木一式工事	ガラス工事
建築一式工事	塗装工事
大工工事	防水工事
左官工事	内装仕上工事
とび・土工・コンクリート工事	機械器具設置工事
石工事	熱絶縁工事
屋根工事	電気通信工事
電気工事	造園
管工事	さく井工事
タイル・れんが・ブロック工事	建具工事
鋼構造物工事	水道施設工事
鉄筋工事	消防施設工事
ほ装工事	清掃施設工事
しゅんせつ工事	解体工事(※)
板金工事	

※H26.6公布の改正建設業法により追加、公布日より2年以内に施行予定

技術者の専任制

○技術者の配置

- ・建設業者が、その請け負った建設工事を施工するときには、工事現場の技術上の管理を行うために技術者を置かなければならない(法第26条第1項、第2項)

○技術者の専任制

- ・公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、2,500万円以上(建築一式工事の場合は、5,000万円以上)の場合、技術者は工事現場ごとに専任が必要(法第26条第3項、令27条第1項)
 - ・密接な関係のある2以上の建設工事を、同一又は近接した場所で施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる(令第27条第2項)
-
- ・「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること(監理技術者制度運用マニュアル)
 - ・現場施工着手前の期間、工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみの期間、工事完了後の事務手続き期間については、発注者と建設業者の間で書面により専任を要しない期間が明確となっている場合は専任を要しない(監理技術者制度運用マニュアル)

建設業法における技術者の専任について

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条（略）

2（略）

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

4・5（略）

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、五千万円）以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第十五条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
- 三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設

ロ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

ヘ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

- チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設
- リ 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設
- ヌ 集会場又は公会堂
- ル 市場又は百貨店
- ロ 事務所
- ワ ホテル又は旅館
- カ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- コ 公衆浴場
- ク 興行場又はダンスホール
- ケ 神社、寺院又は教会
- コ 工場、ドック又は倉庫
- ツ 展望塔

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

（公共性のある施設又は工作物）

第十五条 法第二十五条の十一第二号の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
- 二 （略）
- 三 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）
- 四 （略）